

# 令和 3（2021）年度包括外部監査結果報告書

## （概要版）

川崎市包括外部監査人 谷川 淳

### 1. 外部監査のテーマ等

監査テーマ	港湾局及び臨海部国際戦略本部の財務事務の執行について
選定理由	<p>川崎市の臨海部は、川崎市のまちづくりの基本目標のひとつである「力強い産業都市づくり」の中心の役割を担う地域であり、日本の成長を牽引する地域でもある。この地域には、石油化学・鉄鋼等の製造業やエネルギー産業、物流等の施設が集積し、コンビナートが形成されている。しかし、コンビナート全体の設備老朽化や物流施設の老朽化が進むと同時に、土地利用の低密度化が進む恐れがあるなど課題もある。</p> <p>これまで、川崎市では平成 21 年 3 月に「川崎臨海部土地利用誘導ガイドライン」を策定するほか、殿町 3 丁目の工場跡地に、ライフサイエンス・環境分野における世界最高水準の研究開発から新産業を創出する国際戦略拠点「キングスカイフロント」の拠点形成を開始するなど、臨海部の活性化を図ってきた。平成 28 年度には、臨海部の持続的発展と国際戦略拠点の形成に向けた取組を迅速かつ機動的に推進するため、局相当の組織として臨海部国際戦略本部を設置した。</p> <p>現在は、平成 30 年 3 月に策定した「臨海部ビジョン」に基づき、臨海部の持続的発展に向け、高付加価値なものづくりや国際競争力の高い企業活動を支える操業環境の整備、キングスカイフロントにおけるイノベーションの創出、戦略的な土地利用の誘導、水素ネットワークの構築などの取組を推進している。また、産業活動を支える交通や港湾物流機能の強化にも取り組んでいる。</p> <p>このように、臨海部の活性化は、川崎市がさらに飛躍するチャンスであり、このチャンスを活用することが今後の川崎市の行財政運営にとって重要なポイントになると思われる。</p>

	<p>以上のことから、臨海部を取り巻く環境変化や課題への対応が適切になされているか、港湾局及び臨海部国際戦略本部の財務事務の執行について監査を行うことは、今後の川崎市の行財政運営にとって有用であると判断し、特定の事件（テーマ）として選定した。</p>
<p>監査の視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港湾局及び臨海部国際戦略本部の財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に行われているか。</li> <li>・ 港湾局及び臨海部国際戦略本部の財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。</li> </ul>

## 2. 外部監査の結果及び意見の一覧

外部監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。指摘が12項目、意見が50項目あり、合わせて62項目である。

なお、表中の右欄にある「頁」は、包括外部監査結果報告書（本編）における各項目の記載箇所である。

事務事業名等	監査の指摘または意見		頁
<b>I 港湾局</b>			
<b>I-1 歳入</b>			
1. ふ頭用地使用料	意見	使用料・手数料の見直しについて	23
2. 荷さばき地使用料	意見	使用料の見直しについて	28
	指摘	荷さばき地の一般利用に関する事前申請の徹底について	29
	指摘	荷さばき地の一般利用に関する継続利用の事前申請の徹底について	29
	意見	港湾情報システムによる電子申請の促進について	31
	意見	川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱（荷さばき地）の改定検討について	31
3. 岸壁・物揚場使用料	意見	使用料の見直しについて	36
	意見	収入未済額の回収について	36
4. 船舶給水設備使用料	意見	使用料の見直しについて	39
5. 船客待合所使用料	意見	使用料の見直しについて	42
6. 小型油槽船係留施設使用料	意見	使用料の見直しについて	44
7. 水域占用料	意見	使用料の見直しについて	46
8. 入港料	意見	使用料の見直しについて	49
	意見	港湾情報システムの登録項目の網羅性確保について	49
9. 駐車施設使用料	意見	使用料の見直しについて	52
10. 倉庫用地使用料	意見	使用料の見直しについて	56
11. 港湾環境整備施設使用料	意見	使用料の見直しについて	63

事務事業名等	監査の指摘または意見		頁
12. 船舶給水設備手数料	意見	手数料の見直しについて	66
13. 上屋使用料	意見	使用料の見直しについて	69
	指摘	上屋利用に関する事前申請の徹底について	69
	指摘	上屋利用に関する継続利用の事前申請の徹底について	70
	指摘	千鳥町ふ頭荷さばき地等使用料減額申請書提出の証跡について	70
	意見	上屋使用許可の港湾情報システムによる電子申請の促進について	71
	意見	川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱（上屋）の改定検討について	72
14. 荷役機械置場使用料	意見	使用料の見直しについて	75
15. シャーシ置場使用料	意見	使用料の見直しについて	78
16. 指定管理納付金	意見	利用料金の見直しについて	82
17. かわさきファズに対する貸付金	意見	かわさきファズに対する貸付金の管理について	84
<b>I-2 歳出</b>			
1. 局の庶務事務（港湾）	意見	令和2年度建設資材等価格調査委託の委託料内訳の明確化について	87
2. ポートセールス事業	意見	令和2年度コンテナ輸送効率化関連調査等委託報告書の活用について	92
	意見	川崎港戦略港湾推進協議会負担金の明確化について	94
3. 港湾統計・情報システム運営事業	指摘	港湾情報システム運用管理業務委託の再委託申請書の不備について	102
	意見	港湾情報システム運用管理業務委託の見直し検討について	103

事務事業名等		監査の指摘または意見	頁
4. 港湾振興事業	指摘	人件費に対する補助の見直しについて	108
	指摘	役員人件費に対する補助の取扱いの明確化について	113
	意見	補助対象事業に係る人件費の取扱いの現状把握について	113
	意見	補助を行う必要性の検討について	114
5. 川崎港緑化推進事業	意見	川崎港の魅力向上に向けた基礎調査と緑化推進との関連性について	117
	意見	川崎港の魅力向上に向けた基礎調査結果の有効活用について	118
6. 浮島1期地区基盤整備事業	意見	本格的土地利用に向けた検討について	121
7. 海岸保全施設維持整備事業	意見	年度末における消耗品等の購入について	125
8. 千鳥町再整備事業	意見	港湾台帳の記載内容について	130
9. 港湾振興会館管理運営事業	意見	選定評価委員会における質疑内容の改善について	135
	指摘	補助事業と指定管理事業の区分の明確化について	137
	指摘	備品管理方法の改善検討について	142
10. 港湾緑地維持管理事業	意見	参考見積書の複数徴取について	146
11. 浮島2期地区埋立事業	意見	埋立地の利用方法の検討について	152
12. 川崎港海底トンネル維持管理事業	指摘	委託業務の履行管理の徹底について	156
<b>I-3 財務分析</b>			
1. 財政収支状況報告	指摘	集計範囲の誤りについて	176
	意見	財政収支状況報告の活用について	176

事務事業名等	監査の指摘または意見		頁
	意見	財政収支状況報告の作成プロセスの整備について	176
	意見	財政収支状況報告の作成に係るファイルの改善について	177
2. 港湾整備事業特別会計	意見	特別会計の弱点を補う手法の検討について	198
<b>Ⅱ 臨海部国際戦略本部</b>			
<b>Ⅱ-1 歳入</b>			
1. 臨海部土地貸付収入	意見	地代の改定に使用する指標の適用時点の見直しについて	203
<b>Ⅱ-2 歳出</b>			
1. ナノ医療イノベーション推進事業	意見	センター立ち上げ期間終了後における財務面での自立化等について	212
	意見	次期協定における KPI の設定について	216
	意見	本事業が市にもたらす効果・貢献等の公表について	218
2. 国際戦略拠点活性化推進事業	意見	クラスターの自走化に向けた段階的な目標等の設定について	225
	意見	早期の実走に向けた検討について	227
3. 水素戦略推進事業	意見	カーボンニュートラル社会実現に向けたロードマップの明確化について	232
4. 臨海部活性化推進事業	意見	大学生や大学院生向けのブランディング手法の検討について	239
5. 戦略拠点形成推進事業	意見	状況変化に応じた対応の早期化等について	243

### 3. 外部監査の結果及び意見の要旨

下記は、あくまで要旨にすぎないため、具体的な内容や根拠については、包括外部監査結果報告書（本編）を参照のこと。

#### 【I 港湾局】

歳入科目	I-1-1. ふ頭用地使用料 ～ 16. 指定管理納付金
意見1他	使用料・手数料の見直しについて
内容	<p>市は「使用料・手数料の設定基準」（平成26年7月策定）に基づき、概ね4年ごとに使用料・手数料の見直しを行うこととしている。しかし、新型コロナウイルス感染症に伴う社会経済状況の変化による市民生活への影響を踏まえ、令和3年4月に予定していた使用料・手数料の見直しを延期している。</p> <p>港湾局は、平成29年度包括外部監査における「港湾に係る各使用料の料金の見直しを実施すべき」との意見を受け、上記の全庁的な見直しに合わせ、使用料・手数料の見直しを行う予定であったが、上記同様に延期している。このため、港湾施設に係る使用料・手数料は、長期間見直しが行われておらず、2級荷さばき地使用料（一般利用）にいたっては平成4年4月改定時から見直しが行われていない。</p> <p>また、港湾局が令和元年度数値により使用料・手数料の原価計算を行ったところ、使用料収入よりもコストが上回る施設が14施設中11施設あり、そのうち、受益者負担率が50%未満の施設が6施設あった。</p> <p>このように、港湾施設に係る使用料・手数料について、長期間見直しが行われておらず、受益者負担率が著しく低い施設もある状況である。したがって、「使用料・手数料の設定基準」に示された「標準的な受益者負担の考え方」を参考に、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料・手数料の設定のための見直しを図る必要がある。</p>

歳入科目	I-1-2. 荷さばき地使用料
指摘1	荷さばき地の一般利用に関する事前申請の徹底について
内容	<p>荷さばき地を利用する際には、あらかじめ、利用許可申請により許可を受けなければならないが、事後申請となっている案件が散見された。事前申請を行うよう指導を徹底する必要がある。</p>

指摘2	荷さばき地の一般利用に関する継続利用の事前申請の徹底について
内容	荷さばき地の利用期間 90 日は、継続利用申請により許可を受け延長することができるが、事後申請となっている案件があった。事前申請を行うよう指導を徹底する必要がある。
意見3	港湾情報システムによる電子申請の促進について
内容	荷さばき地の利用許可申請は、港湾情報システムにより電子申請を行うことができるが、電子申請の実績はない。そのため、市職員が FAX で受け取った申請内容をシステムに入力する必要があるなど、非効率となっている状況である。電子申請を原則とすることを検討するなど、電子申請を周知・促進する必要がある。
意見4	川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱（荷さばき地）の改定検討について
内容	荷さばき地の使用料の減額申請は、原則として利用許可申請と同時に進めなければならないが、減額条件と利用実態を考慮すると、同時に減額申請を行うことは困難な面がある。利用実態等を踏まえ、要綱の改定を検討する必要がある。

歳入科目	I - 1 - 3. 岸壁・物揚場使用料
意見6	収入未済額の回収について
内容	平成 30 年 8 月分の岸壁・物揚場使用料の未納がある。市は督促状・催告書を送付しているが、未納者からの回答はなく、いまだ未納である。引き続き、未納分の回収を図る必要がある。

歳入科目	I - 1 - 8. 入港料
意見12	港湾情報システムの登録項目の網羅性確保について
内容	港湾情報システムの入出港登録において、入港料の不徴収理由欄が空欄のものがあった。原因は、入港料条例及び同施行規則に定める該当要件が、港湾情報システム上に登録されていなかったことによる。要件を網羅的に港湾情報システムに登録する必要がある。

歳入科目	I - 1 - 13. 上屋使用料
指摘3	上屋利用に関する事前申請の徹底について
内容	上屋を利用する際には、あらかじめ、利用許可申請により許可を受けなければならないが、事後申請となっている案件が散見された。事前申請を行うよう指導を徹底する必要がある。

指摘4	上屋利用に関する継続利用の事前申請の徹底について
内容	上屋の利用期間90日は、継続利用申請により許可を受け延長することができるが、事後申請となっている案件があった。事前申請を行うよう指導を徹底する必要がある。
指摘5	千鳥町ふ頭荷さばき地等使用料減額申請書提出の証跡について
内容	使用料減額申請書の提出の有無について、市と利用者との間で齟齬が生じた案件があった。原因は申請書FAX送受信結果の確認を行っておらず、紛失等により証跡が残っていないことによる。港湾情報システムの電子申請等により、証跡が残る形にする必要がある。
意見18	上屋使用許可の港湾情報システムによる電子申請の促進について
内容	上屋の使用許可申請は、港湾情報システムにより電子申請を行うことができるが、電子申請の実績はない。そのため、市職員がFAXで受け取った申請内容をシステムに入力する必要があるなど、非効率となっている状況である。電子申請を原則とすることを検討するなど、電子申請を周知・促進する必要がある。
意見19	川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱（上屋）の改定検討について
内容	上屋の使用料の減額申請は、原則として利用許可申請と同時に行わなければならないが、減額条件と利用実態を考慮すると、同時に減額申請を行うことは困難な面がある。利用実態等を踏まえ、要綱の改定を検討する必要がある。

項目	I-1-17. かわさきファズに対する貸付金
意見23	かわさきファズに対する貸付金の管理について
内容	かわさきファズの財政状態、経営状況を把握し、今後の老朽化した施設の設備更新に関する資金繰りについても適宜、情報交換を行いながら、貸付金の回収について、再度、リスケジュールすることにならないように適切にモニタリングを行い、回収可能性に懸念が生じることがないように、適切な債権管理を行う必要がある。

事務事業	I-2-1. 局の庶務事務（港湾）
意見 24	令和2年度建設資材等価格調査委託の委託料内訳の明確化について
内容	各資材区分及び工事費区分の数量等が設計されているが、契約書及び仕様書において数量及び単価が記載されておらず、契約金額及び変更契約による増額分の内訳が明らかでない。本委託はあらかじめ数量を確定できない性質となっているため、契約単価を定め、変更契約にあたっては当該契約単価に基づき変更額を算出することにより、契約金額の内訳を明確にしておく必要がある。

事務事業	I-2-2. ポートセールス事業
意見 25	令和2年度コンテナ輸送効率化関連調査等委託報告書の活用について
内容	委託報告書ではストックヤードの整備について、約1.0haの利用規模が提案されており、コスト計算も当該利用規模を前提としている。しかし、実際に東扇島地区東側に約1.0haの土地を確保することは困難であることから、報告書の提案内容を活用するためには、利用規模に応じたコスト計算が可能な仕組みを報告書で提案するよう、仕様書で明示しておく必要があったといえる。ストックヤードの整備を進める際には、報告書の内容が最大限に活かされるよう対応を図っていく必要がある。
意見 26	川崎港戦略港湾推進協議会負担金の明確化について
内容	川崎港戦略港湾推進協議会負担金が、下部組織であるポートセールス部会への負担金となっている実態を踏まえ、負担金の性格をより明確化するためにも、ポートセールス部会への負担金であることを明確に位置付けておくことが望ましい。

事務事業	I-2-3. 港湾統計・情報システム運営事業
指摘 6	港湾情報システム運用管理業務委託の再委託申請書の不備について
内容	再委託する場合には、仕様書に基づき、再委託する必要性及び契約金額等を記載した書面を提出し、市の承認を受けなければならないが、再委託承認申請書に契約金額が記載されていなかった。仕様書に示した必要事項の記載を行うよう要請する必要がある。

意見 27	港湾情報システム運用管理業務委託の見直し検討について
内容	<p>港湾情報システム運用管理業務委託における受注者と再委託先の役割が明確に区分されていることや受注者が開発した港湾情報システム以前に市が使用していた港湾情報システムにおいても再委託先は現在と同様の業務を実施していることを踏まえると、再委託先が受注者を通して業務を行うことが、市、受注者及び再委託先それぞれにとって効率的なのか改めて検討する必要がある。</p> <p>また、現在受注者が行っている業務と再委託先が行っている業務を別契約とすることで、全体の委託料を引き下げられる可能性もある。</p> <p>したがって、港湾情報システム運用管理業務委託のあり方について、見直しを検討する必要がある</p>

事務事業	I-2-4. 港湾振興事業
指摘 7	人件費に対する補助の見直しについて
内容	<p>公益社団法人川崎港振興協会補助金の補助対象事業である「東扇島防災浮棧橋利用協議会の事務局」は、東扇島防災浮棧橋における平常時利用の実証実験実施業務委託業務の一つでもあるため、「東扇島防災浮棧橋利用協議会の事務局」業務に係る人件費は、補助金と委託料の両方から充当されていることとなる。</p> <p>したがって、当該業務に係る補助金と委託料との区分を明確にするなど、人件費に対する当該補助金を見直す必要がある。</p>
指摘 8	役員人件費に対する補助の取扱いの明確化について
内容	<p>公益社団法人川崎港振興協会補助金には役員人件費が含まれている。役員は、法人の運営全般に責任を負うものであるから、補助対象事業を担当するとしても、補助対象人件費を一定割合にとどめておくべきであり、役員人件費に対する補助割合もしくは補助対象額の算定方法を交付要綱に明記し、その取扱いを明確化しておく必要がある。</p>
意見 28	補助対象事業に係る人件費の取扱いの現状把握について
内容	<p>人件費に対する公益社団法人川崎港振興協会補助金を見直すにあたっては、補助対象事業のうち、市もしくはその他と委託契約を締結している事業及び負担金もしくは補助金を別途交付されている事業に係る人件費の取扱いについて、現状を把握する必要がある。</p>

意見 29	補助を行う必要性の検討について
内容	公益社団法人神奈川港湾教育訓練協会に対し、年額 237 千円の補助金を交付しているが、市の補助金がなくても十分に活動できる財務状況となっているため、市が補助を行う必要性について検討する必要がある。

事務事業	I-2-5. 川崎港緑化推進事業
意見 30	川崎港の魅力向上に向けた基礎調査と緑化推進との関連性について
内容	川崎港の魅力向上に向けた基礎調査業務委託は、緑化推進事業に関連する業務が非常に限られており、緑化推進事業との関係は希薄と思われる。本委託の報告書を受け、今後、必要な対応を図っていく際には、緑化推進事業との関連性も踏まえ、適切な事業の区分により対応する必要がある。
意見 31	川崎港の魅力向上に向けた基礎調査結果の有効活用について
内容	<p>川崎港の魅力向上に向けた基礎調査結果は、現時点では、「川崎港の魅力向上に向けた基本的な考え方」としてとりまとめることとし、「川崎港長期構想」の人流・交流分野における方針や施策にその考え方を位置づけるべく検討を行っている。</p> <p>また、これとは別に、令和 2 年度に川崎港長期構想策定基礎資料作成業務委託、令和 3 年度に川崎港長期構想検討調査委託を行っていることから、「川崎港の魅力向上に向けた基本的な考え方」の取りまとめにあたっては、これらとの関係についても留意しておく必要がある。</p> <p>いずれにしても、川崎港の魅力向上に向けた取組に十分資するよう、川崎港の魅力向上に向けた基礎調査結果を有効活用する必要がある。</p>

事務事業	I-2-6. 浮島1期地区基盤整備事業
意見 32	本格的土地利用に向けた検討について
内容	<p>国道357号線多摩川トンネル事業の全体スケジュールが見えないという事情もあり、浮島1期地区の本格的土地利用が進まない状況にあるが、浮島1期地区土地利用基本方針で令和7年度までに予定している本格的土地利用に向けた基本計画等の検討・策定・実施の時期が迫ってくる。</p> <p>市は、土地利用上の課題や川崎臨海部を取り巻く環境変化を踏まえ、浮島1期地区の本格的土地利用の促進に向けて、検討を進める必要がある。</p>

事務事業	I-2-7. 海岸保全施設維持整備事業
意見 33	年度末における消耗品等の購入について
内容	<p>年度末における消耗品等の購入が少なからず見られた。翌年度に使用するものは翌年度に購入すべきである。また、3月になってからの予算消化的な購入はおおよそ不要な物品の購入を誘発しかねないので避けるべきである。今後は、当該年度内の必要に応じた購入を心がける必要がある。</p>

事務事業	I-2-8. 千鳥町再整備事業
意見 34	港湾台帳の記載内容について
内容	<p>港湾台帳に記載すべき事業費の記載がなかった。国が進めている「港湾の電子化（サイバーポート）」の中で港湾台帳の電子化が企図されていることから、その際には、事業費についても記録する必要がある。</p>

事務事業	I-2-9. 港湾振興会館管理運営事業
意見 35	選定評価委員会における質疑内容の改善について
内容	<p>川崎市港湾振興会館及び東扇島中公園の指定管理者選定評価委員会での質疑応答の中で、質問の枠を超えたアドバイスや指導的な発言が一部見られた。応募者が1者のみであったため、選定に与える影響はなかったが、選定の公平性を担保した質疑内容となるよう改善を検討する必要がある。</p>

指摘 9	補助事業と指定管理事業の区分の明確化について
内容	<p>川崎市港湾振興会館の指定管理者である公益社団法人川崎港振興協会に対して補助金が交付されている。指定管理事業は補助対象から除くとされているが、指定管理報告書と補助事業報告書を比較すると、指定管理事業と補助事業の区別がなされていないように見受けられる。</p> <p>市は、指定管理事業に補助金が充当されているといった疑念を招くことがないように、指定管理事業と補助事業の役割分担を踏まえて報告書を記載するよう指導するとともに、指定管理事業と補助事業の区分を明確にする必要がある。</p>
指摘 10	備品管理方法の改善検討について
内容	<p>市所有物品について、物品シールが貼付けられていないものや利用見込みもなく倉庫の奥に保管されているものがあつた。指定管理者の物品については、基本仕様書では概ね1個・式あたり2万円以上のものを管理対象としているが、2万円未満の備品が多数計上されていた。</p> <p>保管場所の有効活用のために廃棄を検討したり、管理コストの削減のために管理対象から外したりするなど、備品管理方法を改善検討する必要がある。</p>

事務事業	I-2-10. 港湾緑地維持管理事業
意見 36	参考見積書の複数徴取について
内容	<p>東扇島東公園管理業務委託の予定価格を設定するにあたり、参考見積書を1者からしか徴していない。予定価格は取引の実例価格等を考慮して定めることが適当であるから、見積書により定める場合は、複数の見積書を徴し、適正に設定する必要がある。</p>

事務事業	I-2-11. 浮島2期地区埋立事業
意見 37	埋立地の利用方法の検討について
内容	<p>浮島2期地区は第1ブロックから第3ブロックに区分されており、第2ブロックは令和6年度に、第1及び第3ブロックは令和30年代に埋立完了予定である。そのため、現状具体的な利用計画がないこともやむを得ない一方、大規模な市の土地が発生することも事実である。そこで、利用方法を広く議論していく機会を作ることも市の責務と考えられることから、市は議論の土台となる利用方法の選択肢を検討していく必要がある。</p>

事務事業	I-2-12. 川崎港海底トンネル維持管理事業
指摘 11	委託業務の履行管理の徹底について
内容	<p>海底トンネル監視テレビ及び非常電話設備保守点検業務委託について、業務不履行により契約解除に至った。一義的には受託者の失念が原因であるが、市が契約期間終了間際まで履行状況を確認していなかったことも原因である。</p> <p>今後、委託業務については、連絡を定期的にするように受託者に対して指導するとともに、市においても時間的に余裕をもって業務の管理を行うなどして、委託業務の履行管理を徹底する必要がある。</p>

項目	I-3-1. 財政収支状況報告
指摘 12	集計範囲の誤りについて
内容	<p>財政収支状況報告を作成するにあたり、エクセルファイルを用いて集計等を行っているが、集計範囲を誤っている項目があった。SUM 関数の集計範囲について修正する必要がある。</p>
意見 38	財政収支状況報告の活用について
内容	<p>包括的な港湾事業に係る事業の計画や推進に関しては、川崎港の財政収支状況報告（報告書を作成するに際して、按分計算や集計された金額や割合などが記載された資料を含む。）を活用することが望ましい。</p>
意見 39	財政収支状況報告の作成プロセスの整備について
内容	<p>財政収支状況報告について、上長による承認は行われているものの、作成担当者以外が確認していないため、誤りがあった場合に修正される可能性が低い。作成担当者とは別の担当者による確認や作成結果の分析により異常点を発見できる体制を構築するなど、作成プロセスにおいて発見的統制を整備する必要がある。</p>
意見 40	財政収支状況報告の作成に係るファイルの改善について
内容	<p>財政収支状況報告の作成に用いるエクセルファイルについて、SUM 関数の集計範囲や ROUND 関数の利用方法、手入力するセルの減少、パスワード保護などについて改善することが望ましい。</p>

項目	I-3-2. 港湾整備事業特別会計
意見 41	特別会計の弱点を補う手法の検討について
内容	<p>特別会計は、単年度の採算管理に焦点が当てられるという弱点があるが、港湾整備事業は建設改良費や補修工事費が多額であるため、特に投資とその財源という観点から複数年度の収支の見通しが重要である。</p> <p>市は公営企業会計を適用していないため、引当金や減価償却費の計上は行われていないが、港湾整備事業基金の積み立てを行っている。今後、多額のコンテナターミナルの補修工事費や新たな設備投資が継続的に発生することが予想されるため、現状の積み立てで十分であるといえるのか、不足する場合はその財源をどうやって賄うかという点が重要な課題となる。</p> <p>この課題に対処するためには、経営戦略をより有効活用して、中長期的な視点で投資計画を立てていくことが有用であると考えられる。具体的には、補修工事や新たな設備投資の計画の策定・見直しとともに、コンテナターミナルの利用料金納付金制のような新たな制度の導入による収支への影響を、導入前のみならず導入後も分析し、収支計画の精度を向上させていくことが望ましい。</p>

## 【Ⅱ 臨海部国際戦略本部】

歳入科目	Ⅱ-1-1. 臨海部土地貸付収入
意見 42	地代の改定に使用する指標の適用時点の見直しについて
内容	<p>川崎生命科学・環境研究センター（LiSE）に係る土地貸付においては、3年ごとに地代を改定することとなっている。地代は、国土交通省が公表する土地の評価額（近傍の都道府県地価調査地点）を指標としており、改定年の1月の評価額を用いていた。しかし、平成31年4月からの第3回改定においては、覚書で時点を修正し、改定年の前年1月の評価額を用いていた。</p> <p>今後は適正な地価の変動実態を適切に地代に反映させるため、できる限り直近の評価額を用いて地代を改定する必要がある。</p>

事務事業	Ⅱ-2-1. ナノ医療イノベーション推進事業
意見 43	センター立ち上げ期間終了後における財務面での自立化等について
内容	<p>ナノ医療イノベーションセンター（iCONM）の立ち上げ期間において、共用スペース等に係る維持管理費の一部負担、施設整備資金貸付に係る元金据置、整備用地の無償貸付といった支援を行ってきたが、収支予算書では、立ち上げ期間の最終年度となる令和3年度の当期収支差額の赤字が想定されている状況である。</p> <p>ナノ医療イノベーション推進事業は長期的な視点に立った事業であり、短期的な収支状況のみをもって、その事業全体の適否を判断することは適切ではないが、少なくとも協定書において想定した立ち上げ期間が終了した時点における収支状況等を総括したうえで、将来的なナノ医療イノベーションセンター運営事業の財務的な自立の道筋や、それまでの期間における市の支援の要否等について、改めて検討し明確にする必要がある。</p>
意見 44	次期協定における KPI の設定について
内容	<p>ナノ医療イノベーションセンターにおける研究支援事業の進捗・有効性を確認するため、KGI（直接目標）及び KPI（成果指標）を設定し検証を行っているが、協定期間が令和3年度末で終了する。次期協定期間においては、KGI の一つ「iCONM 発の革新的な医薬品、診療機器等が上市」に向けたより具体的な段階に至っていることが必要と考えられるため、次期協定における KPI には、医薬品等の開発段階に応じた進捗状況等を反映する指標を設定するよう検討を進める必要がある。</p>
意見 45	本事業が市にもたらす効果・貢献等の公表について
内容	<p>ナノ医療イノベーション推進事業では、令和2年度までに総額1,100,000千円の公的資金が投入されるとともに、施設整備資金貸付に係る元金据置や整備用地の無償貸付といった支援も行われている。このため、KGI 及び KPI を用いた毎年度の事業実績の進捗等に係る検証結果を公表するだけでなく、KGI に掲げる2028（令和10）年度や2045（令和27）年度の時点において、目標とする KGI が達成されることにより、これまでの資金拠出に対する成果として、どのような効果・貢献等を市にもたらすことを想定しているのか、併せて公表することを検討する必要がある。</p>

事務事業	Ⅱ－２－２．国際戦略拠点活性化推進事業
意見 46	クラスターの自走化に向けた段階的な目標等の設定について
内容	キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスターを世界最高水準にするべく、研究・事業活動の活性化を図るとともに、国支援プログラムを獲得し、クラスターとしての自走化を目指している。今後、想定する自走化時期等を踏まえて、段階的な目標等の設定を検討する必要がある。
意見 47	早期の実走に向けた検討について
内容	臨海部の通勤環境向上に向け、企業送迎バスの試走を行ったが、実走に向けた各社の負担額が運行経費と折り合わず、実現に至っていない。令和３年度中には多摩川スカイブリッジの供用開始が予定されていることもあり、運行経路や頻度等を見直し、より多くの企業が参加し、採算が維持できる運行スキームとするよう検討を進める必要がある。

事務事業	Ⅱ－２－３．水素戦略推進事業
意見 48	カーボンニュートラル社会実現に向けたロードマップの明確化について
内容	<p>市は平成 27 年 3 月に川崎水素戦略を策定し、水素エネルギーの積極的な導入と利活用の促進を図ってきた。また、世界的な脱炭素化の潮流の中、市は、2050 年カーボンニュートラル社会実現に向け、臨海部全域をカーボンニュートラル化しながら産業競争力を強化するべく「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」策定に向けて動き出している。</p> <p>カーボンニュートラル社会実現に向けては、水素以外のカーボンニュートラルに関する取組とともに、川崎水素戦略に掲げる取組を強化・発展させることが必要といえるため、今後、川崎水素戦略の取組をどのように強化・発展させていくのか、ロードマップを示すことを検討する必要がある。</p>

事務事業	Ⅱ－２－４．臨海部活性化推進事業
意見 49	大学生や大学院生向けのブランディング手法の検討について
内容	<p>学校と企業のニーズをマッチングした新たなモデル事業の企画立案など、高校生に対する川崎臨海部のイメージアップを図っているが、理科系の大学生や大学院生に対して川崎臨海部のイメージを向上させる取組も、川崎臨海部の活性化や新たな産業集積を促進するうえで有用なものとする。高校生向けのモデル事業の結果も踏まえつつ、並行して、大学生や大学院生向けのブランディング手法についても検討する必要がある。</p>

事務事業	Ⅱ－２－５．戦略拠点形成推進事業
意見 50	状況変化に応じた対応の早期化等について
内容	<p>新産業創出拠点形成に向け、「南渡田地区拠点整備計画策定に向けた中間とりまとめ～「南渡田地区拠点形成」の基本的考え方～」に基づき取組を推進している。南渡田地区は JFE スチール株式会社が所有する土地であるため、市はこれまでも南渡田地区拠点形成に向けて、同社等と協議を進めてきたところであるが、同社親会社 JFE ホールディングス株式会社の第 7 次中期経営計画（令和 3 年 5 月発表）において、南渡田地区及び扇島地区の土地利用転換を推進する旨が示された。</p> <p>土地利用転換の態様等は JFE 側の経営判断によるものであるが、市としては、南渡田地区拠点形成の基本的考え方等においてこれまで示してきた拠点形成の考え方をいかに反映できるかが重要となる。南渡田地区については令和 3 年度末までに拠点整備計画を策定するとしているが、早急な具体化の中で改めてまちづくりの観点から求めるべき事項を整理しつつ、JFE 側との協議を適宜進め、状況変化に応じた拠点形成の具体化を図る必要がある。</p>

以上